

令和8年3月19日(木)

令和7年度第2回東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会



資料 3

東京都肺がん検診の精度管理のための 技術的指針の改正

東京都保健医療局保健政策部
健康推進課成人保健担当

1 がん検診の精度管理のための技術的指針とは

目的

「東京都がん対策推進計画」に従い、がん検診の受診率の向上を図るとともに、全ての区市町村において、国の指針に基づいた科学的に効果の明らかな方法でがん検診とその精度管理が実施され、がん検診の質の向上が図られることを目的とする

内容

【本編】

- 1 目的
- 2 検診対象者
- 3 実施回数
- 4 検診計画の策定
- 5 受診勧奨
- 6 検診方法等
- 7 検診結果の指導区分
- 8 検診結果の報告及び通知
- 9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握
- 10 事業評価
- 11 検診実施機関
- 12 精密検査等

【別紙】

- ・仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目
- ・学会が定める判定基準・指導区分等

【様式】

- ・検診受診票、結果記録票、結果通知書
- ・精密検査依頼書兼結果報告書
- ・チェックリスト（市区町村用）
- ・チェックリスト（検診実施機関用） …etc.

東京都肺がん検診の精度管理のための技術的指針

第1 目的

「東京都がん対策推進計画」に従い、がん検診の受診率の向上を図るとともに、全ての区市町村において、国の指針に基づいた科学的に効果の明らかな方法で肺がん検診とその精度管理が実施され、がん検診の質の向上が図られることを目的とする。

第2 検診対象者

- 1 当該区市町村に居住地を有する40歳以上の者とする。
なお、受診を特に推奨する者を40歳以上69歳以下の者とする。ただし、受診を特に推奨する者に該当しない70歳以上の者に対しても、受診の機会を提供するよう留意すること。
- 2 医療保険各法の保険者及び事業者が行う検診を受ける機会のない者とする。
なお、がん検診は、医療保険各法の保険者及び事業者に実施が義務付けられていないため、職域ではがん検診が行われていない場合があり、他の検診受診機会の有無を確認する等、対象者を正確に把握することが重要である。

第3 実施回数

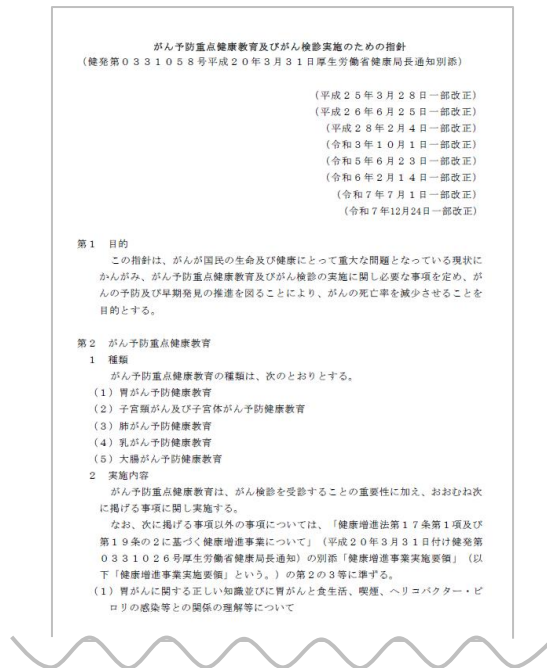
肺がん検診は、原則として同一人について年1回実施する。

第4 検診計画の策定

関係機関と十分協議の上、「肺がん検診事業計画書（様式1号）」等を作成する。

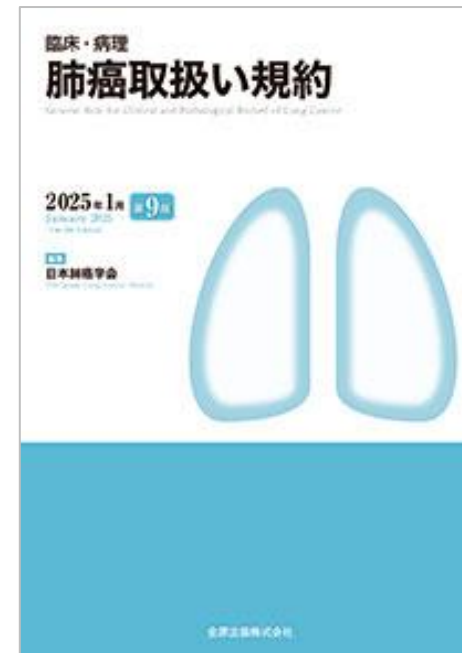
2 改正の背景

① 令和7年12月24日付 国指針一部改正



検査項目から**喀痰細胞診**が削除

② 令和7年1月発行 肺癌取扱い規約第9版改訂



胸部X線検査のデジタル化、
低線量CT肺がん検診の普及など**技術面**での変化に対応

3 主な変更案

喀痰細胞診削除に伴う対応

新	旧
<p>第6 検診方法等</p> <p>検診項目は、質問（医師が立ち会っており、かつ医師が自ら対面により行う場合において、「質問」とあるのは「問診」と読み替える。）及び胸部エックス線検査とする。</p> <p>1 質問</p> <p>質問に当たっては、喫煙歴、職歴、喀痰・血痰の有無、妊娠の可能性の有無及び過去の検診の受診状況等を聴取する。</p> <p>質問の結果、喀痰が続いている者や、最近6月以内に血痰のあったことが判明した者に対しては、肺がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨すること。…</p>	<p>第6 検診方法等</p> <p>検診項目は、質問（医師が立ち会っており、かつ医師が自ら対面により行う場合において、「質問」とあるのは「問診」と読み替える。）、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診とする。</p> <p>1 質問</p> <p>質問に当たっては、喫煙歴、職歴、血痰の有無、妊娠の可能性の有無及び過去の検診の受診状況等を聴取する。</p> <p>質問の結果、最近6月以内に血痰のあったことが判明した者に対しては、肺がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨すること。…</p>

変更のポイント

国指針に準拠し、検診方法から**喀痰細胞診を削除**。**喀痰の有無を質問項目に追加**

東京都肺がん検診の精度管理のための技術的指針の改正について(4/12)

新	旧
<p>第6 検診方法等 (つづき)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第6 検診方法等 (つづき)</p> <p>5 喀痰細胞診</p> <p>(1) 対象者</p> <p>喀痰細胞診は、<u>質問の結果、原則として高危険群※の者に行うものとする。</u></p> <p><u>高危険群以外の者に喀痰細胞診を行わないこと。…</u></p>
<p><u>別紙3 (削除)</u></p> <p><u>別紙4 (削除)</u></p>	<p>別紙3 <u>肺がん検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分 (2016改訂)</u></p> <p>別紙4 <u>喀痰細胞診における異形扁平上皮細胞及び扁平上皮癌細胞の判定基準 (2016改訂)</u></p>

変更のポイント

国指針に準拠し、検診方法から**喀痰細胞診を削除**、喀痰細胞診に関する判定基準等の掲載を削除

東京都肺がん検診の精度管理のための技術的指針の改正について(5/12)

新

(様式2号) 肺がん検診受診票

1 肺がん検診を受けたことがありますか (1) 受けたことがある () 年前 (2) 受けたことがない ↓ (1) の場合、異常があると言われましたか a はい b いいえ
2 最近喀痰が続くことはありますか (1) あり (2) なし
3 最近6か月の間に痰(たん)に血が混じったことがありますか (1) 混じったことがある () 年前 (2) 混じったことがない ↓ (1) の場合、血痰はどのくらいの頻度で出ますか a 毎日 b 時々 c () ヶ月前から

旧

(様式2号) 肺がん検診受診票

1 肺がん検診を受けたことがありますか (1) 受けたことがある () 年前 (2) 受けたことがない ↓ (1) の場合、異常があると言われましたか a はい b いいえ
2 最近6か月の間に痰(たん)に血が混じったことがありますか (1) 混じったことがある () 年前 (2) 混じったことがない ↓ (1) の場合、血痰はどのくらいの頻度で出ますか a 毎日 b 時々 c () ヶ月前から
3 タバコを吸いますか

変更のポイント

検診受診票様式に、**喀痰の有無を質問する項目を追加**

東京都肺がん検診の精度管理のための技術的指針の改正について(6/12)

新

(様式6号) 肺がん検診精密検査依頼書兼結果報告書

(様式6号)
① ○○○○○○番 ○/○

●●区肺がん検診 精密検査依頼書 兼 結果報告書

肺がん精密検査依頼書
医療機関長様
御担当医様
「個人情報情報」は、記入内容にあわせて項目名を変更してください。(例:「住所」)
下記の方は●●区肺がん検診の結果、精密検査を受けるため、検査日の上、宜しく御指導をお願い申し上げます。

年 月 日
〒 TEL:

氏名・性別 (男・女) 検診日 年 月 日
生年月日 年 月 日 検診機関名

個人情報情報
住所・自治体独自の住民番号・受診者番号・医療機関コード等、必要な項目の記入欄として使用
要精検D 要精検E

精密検査結果(貴院記入用) 精密検査結果について御記入の上、御返送くださいようお願いいたします
※精密検査結果の区市町村及び区市町村から委託を受けた検診機関への提供は、個人情報保護法の例外事項として認められています(「厚生労働省」における個人情報保護法施行の目的のガイダンス(個人情報保護委員会(厚生労働省)において個人情報保護法第17条第3号に該当するものと認定されています。)
※御記入いただいた内容は、区市町村が「地域保健・健康増進事業報告」(厚生労働省)に計上し、国及び都の地域保健推進のための基礎資料となります

精密検査
実施した全ての検査を
チェックしてください
胸部CT検査(HR-CT含む)
上記以外(検査法:) 例:気管支鏡検査等

診断区分
判明した全ての異常を
チェックしてください
異常なし・呼吸器以外の疾患(喉頭がん、食道がん、甲状腺がん等)
肺がん(○0期がん □1期がん □Ⅱ期以上のがん □病期不明)
肺がんの疑い又は未確定
肺がん以外の呼吸器疾患(中皮腫、リンパ腫、転移性の肺がんを含む)

精密検査時の
偶発症
発症する場合はのみ
チェックしてください
※入院治療を要するものとする(例:経皮的肺穿刺や気管支生検による多量出血、検査後の気胸等)
あり ⇒ 内容(多量出血 気胸 その他())

精密検査実施日 精密検査実施医療機関名 精密検査担当医師名
年 月 日 TEL

旧

(様式6号) 肺がん検診精密検査依頼書兼結果報告書

(様式6号)
① ○○○○○○番 ○/○

●●区肺がん検診 精密検査依頼書 兼 結果報告書

肺がん精密検査依頼書
医療機関長様
御担当医様
「個人情報情報」は、記入内容にあわせて項目名を変更してください。(例:「住所」)
下記の方は●●区肺がん検診の結果、精密検査を受けるため、検査日の上、宜しく御指導をお願い申し上げます。

年 月 日
〒 TEL:

氏名・性別 (男・女) 検診日 年 月 日
生年月日 年 月 日 検診機関名

個人情報情報
住所・自治体独自の住民番号・受診者番号・医療機関コード等、必要な項目の記入欄として使用
胸部エックス線検査 精検不要 要精検D 要精検E
胸部CT検査 精検不要 要精検D 要精検E
気管支鏡検査(気管支鏡下細胞診、気管支鏡下生検含む) 精検不要 要精検D 要精検E
※未実施の場合はチェック不要

精密検査結果(貴院記入用) 精密検査結果について御記入の上、御返送くださいようお願いいたします
※精密検査結果の区市町村及び区市町村から委託を受けた検診機関への提供は、個人情報保護法の例外事項として認められています(「厚生労働省」における個人情報保護法施行の目的のガイダンス(個人情報保護委員会(厚生労働省)において個人情報保護法第17条第3号に該当するものと認定されています。)
※御記入いただいた内容は、区市町村が「地域保健・健康増進事業報告」(厚生労働省)に計上し、国及び都の地域保健推進のための基礎資料となります

精密検査
実施した全ての検査を
チェックしてください
胸部エックス線検査
胸部CT検査(HR-CT含む)
気管支鏡検査(気管支鏡下細胞診、気管支鏡下生検含む)
上記以外(検査法:)

診断区分
判明した全ての異常を
チェックしてください
異常なし・呼吸器以外の疾患(喉頭がん、食道がん、甲状腺がん等)
肺がん(○0期がん □1期がん □Ⅱ期以上のがん □病期不明)
肺がんの疑い又は未確定
肺がん以外の呼吸器疾患(中皮腫、リンパ腫、転移性の肺がんを含む)

精密検査時の
偶発症
発症する場合はのみ
チェックしてください
※入院治療を要するものとする(例:経皮的肺穿刺や気管支生検による多量出血、検査後の気胸等)
あり ⇒ 内容(多量出血 気胸 その他())

精密検査実施日 精密検査実施医療機関名 精密検査担当医師名
年 月 日 TEL

変更のポイント

検診方法及び精密検査方法について、胸部エックス線検査の精密検査を想定した内容に変更

東京都肺がん検診の精度管理のための技術的指針の改正について(7/12)

新	旧
別紙1 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（肺がん検診） <u>令和8年3月</u>	別紙1 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（肺がん検診） 令和6年3月
様式8号 肺がん検診のためのチェックリスト（市区町村用） <u>令和8年3月</u>	様式8号 肺がん検診のためのチェックリスト（市区町村用） 令和6年3月
様式9号 肺がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用） <u>令和8年3月</u>	様式9号 肺がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用） 令和6年3月

変更のポイント

国立がん研究センターから発出された資料3点について、それぞれ**最新版に差替え**

保留事項

対 象	今後の動向
(様式7-1号) 肺がん検診結果集計表 (検診機関別) (様式7-2号) 肺がん検診結果集計表 (総合)	地域保健・健康増進事業報告の新様式の展開があり次第差替え

『有効性評価に基づく肺がん検診ガイドライン2025年度版』において推奨グレードAとされた「**重喫煙者への低線量CT検査**」に関する対応については、令和9年度以降に「がん検診のあり方に関する検討会」において議論される指針改正及び『対策型検診のための低線量CTによる肺がん検診マニュアル』の内容に基づき改めて検討を行うこととする。

肺癌取扱い規約改訂に伴う対応

新	旧
<p>第6 検診方法等</p> <p>2 胸部エックス線検査</p> <p>…なお、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真とは<u>立位背腹一方向撮影を原則（ただし、同撮影が困難な場合に限り、希望者には座位腹背一方向撮影を行う）</u>とし、<u>第6頸椎から肺尖、肺野外側縁、横隔膜及び肋骨横隔膜角までが写り、両鎖骨胸骨端の midpoint に胸椎棘突起が位置するもの、肩甲骨の印影が肺野外にあり、右横隔膜は第9～10肋骨の高さに位置しているもの、読影に際して、適度な濃度とコントラスト及び良好な鮮鋭度を持ち、縦隔陰影に重なった気管、主気管支の透亮像並びに心陰影及び横隔膜に重なった肺血管が観察できるものであり、かつ、次のいずれかにより撮影されたものとする。…</u></p>	<p>第6 検診方法等</p> <p>2 胸部エックス線検査</p> <p>…なお、肺がん検診に適格な胸部エックス線写真とは背腹一方向撮影を原則とし、肺尖、肺野外側縁、横隔膜及び肋骨横隔膜角等を十分に含むようなエックス線写真であって、適度な濃度とコントラスト及び良好な鮮鋭度を持ち、縦隔陰影に重なった気管、主気管支の透亮像並びに心陰影及び横隔膜に重なった肺血管が観察できるものであり、かつ、次のいずれかにより撮影されたものとする。…</p>

変更のポイント

エックス線写真の撮影方法について、規約に基づき**適切な撮影方法の手技に関する記述を追記**

新	旧
<p>第6 検診方法等</p> <p>2 胸部エックス線検査</p> <p>(1) 直接撮影（デジタル画像）であって、X線検出器として、輝尽性蛍光体を塗布したイメージングプレート（IP）を用いたCRシステム、平面検出器（FPD）もしくは固体半導体（CCD、CMOSなど）を用いたDRシステムのいずれかを用いた撮影。管球検出器間距離（撮影距離）150cm以上、X線管電圧120～140kV、撮影mAs値4mAs程度以下、入射表面線量0.3mGy以下、グリッド比8:1以上、の条件下で撮影することが望ましい。</p> <p>(2) 直接撮影（スクリーン・フィルム系）であって、被験者－管球間の距離を150cm以上とし、定格出力150kV以上の撮影装置を用い、原則として120kV以上（やむを得ない場合は100～120kVでも可）の管電圧及び希土類システム（希土類増感紙及びオルソタイプフィルム）を用いた撮影。<u>ただし、スクリーン・フィルム系はデジタルと比較し均一で良質な画質の保持が難しいため、デジタル撮影への移行が望ましい。</u></p>	<p>第6 検診方法等</p> <p>2 胸部エックス線検査</p> <p>(1) 間接撮影であって、<u>100mmミラーカメラを用い、定格出力150kV以上の撮影装置を用いた、120kV以上の管電圧による撮影</u></p> <p>(2) 間接撮影であって、<u>定格出力125kVの撮影装置を用い、縦隔部の感度を肺野部に対して高めるため110kV以上の管電圧及び希土類（グラデーショナル型）蛍光板を用いた撮影</u></p> <p>(3) 直接撮影（スクリーン・フィルム系）であって、被験者－管球間の距離を150cm以上とし、定格出力150kV以上の撮影装置を用い、原則として120kV以上（やむを得ない場合は100～120kVでも可）の管電圧及び希土類システム（希土類増感紙及びオルソタイプフィルム）を用いた撮影</p> <p>(4) 直接撮影（デジタル画像）であって、X線検出器として、輝尽性蛍光体を塗布したイメージングプレート（IP）を用いたCRシステム、平面検出器（FPD）もしくは固体半導体（CCD、CMOSなど）を用いたDRシステムのいずれかを用いた撮影。管球検出器間距離（撮影距離）150cm以上、X線管電圧120～140kV、撮影mAs値4mAs程度以下、入射表面線量0.3mGy以下、グリッド比8:1以上、の条件下で撮影することが望ましい。</p>

変更のポイント

胸部エックス線検査のデジタル化の動向を踏まえ、
間接撮影に関する記載を削除し、デジタル撮影への移行を促す内容に変更。

新	旧
<p>第6 検診方法等</p> <p>3 胸部エックス線写真の読影方法</p> <p>胸部エックス線写真は、2名以上の医師によって読影し、少なくとも一方の読影者によって精査を要すると判定されたエックス線写真については比較読影を行う。</p> <p><u>(1) 読影環境</u></p> <p><u>胸部エックス線デジタル画像の読影用モニタについては、日本医学放射線学会が定めたガイドラインではDICOM Part14 (GSDF : Grayscale Standard Display Function) にキャリブレーションされた、画素数が1 M以上、最大輝度が350cd/m²以上の明るいモニタが推奨されており、これに準拠することが望ましい。フィルムでは、輝度3000cd/m²のシャウカステンを使用することが望ましい。</u></p> <p><u>なお、日本医学放射線学会が認証または承認した人工知能関連技術が活用された画像診断支援ソフトウェアを読影補助に利用することは妨げない。ただし、現在はあくまでも読影医の読影補助であり、読影医に代わる位置付けとして活用するものではない。</u></p>	<p>第6 検診方法等</p> <p>3 胸部エックス線写真の読影方法</p> <p>胸部エックス線写真は、2名以上の医師によって読影し、少なくとも一方の読影者によって精査を要すると判定されたエックス線写真については比較読影を行う。</p>

変更のポイント

近年の動向を踏まえ、**読影用モニタの条件や、胸部エックス線写真読影の際のAIの活用方法**に関する留意点を追記

まとめ

国指針の一部改正 及び 肺癌取扱い規約の改訂 を踏まえ、
以下の点に関する技術的指針の改正を行ってはどうか。

- ① 検診方法等から**喀痰細胞診に関する記載を削除**
- ② 問診(質問)において、**喀痰の有無を確認する記載を追加**
- ③ エックス線写真の撮影方法について、規約に基づき**適切な撮影方法の記述を追記**
- ④ 胸部エックス線検査のデジタル化の動向を踏まえ、**間接撮影に関する記載を削除し、デジタル化への移行を促す内容に変更**
- ⑤ 近年の動向を踏まえ、**読影用モニタの条件や、胸部エックス線写真読影の際のAIの活用方法に関する留意点を追記**